

## 令和7年度第1回四條畷市人権文化をはぐくむまちづくり審議会 会議録

1. 日 時：令和7年11月25日（火） 午後3時～午後4時40分

2. 場 所：四條畷市役所 本館2階 ミーティングルーム

3. 出席者：（委員）9名

青柳委員、河江委員（副会長）、鈴木委員、田中委員、平田委員、  
南畑委員、森田委員、山本委員、吉田委員

（事務局）2名

宇都宮（人権・市民相談課長）、井上（人権・市民相談課主任）

欠席者：（委員）1名 窪委員（会長）

傍 聴：0名

### ●河江副会長

それでは、定刻より5分遅れており会長がまだお見えではありませんので、私の方で進めさせていただきます。

ただいまから、令和7年度第1回四條畷市人権文化をはぐくむまちづくり審議会を開催したいと思います。

審議に入ります前に、まずは定数の確認についてご報告いたします。

本日は、委員10人中、現在9名の委員にご出席いただいておりますことから、四條畷市人権文化をはぐくむまちづくり審議会規則第3条第2項の規定により、会議が成立していることをご報告させていただきます。それではまず、本会議の公開、非公開について決定したいと思います。

四條畷市では、審議会等の会議につきましては、「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、原則として公開することとされており、皆様、特に異議がございませんでしたら、公開することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございます。

続きまして、本会議の会議録につきましても、先ほど申し上げた指針に基づいて作成が義務付けられており、その記載内容につきましても、審議の経過がわかるように、各委員の氏名を記載の上、発言内容を明確にして記録することとなっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次第に沿って進めてまいりたいと思います。

まずは、案件の1つめ、「四條畷市人権行政基本方針に係る令和6年度実績報告について」です。

事務局から説明をお願いします。

### ●事務局

まず冒頭ご説明に入る前に、皆様方におかれましては昨年度、この人権行政基本方針の改定に際しまして、

審議会へのご参加並びに様々貴重なご意見、ご助言をいただきましたことについて改めて御礼申し上げます。

皆様方から今年3月に答申として基本方針の案をいただいた後、当初スケジュールのとおり、庁内会議を経て、今年6月に成案化させていただいたところでございます。

本日は基本方針改定後最初の審議会ということで、令和6年度の取り組み実績について皆様ご意見をいただき、それを庁内にフィードバックすることで本市の人権行政の推進に繋げていくという、この審議会の基本的な役割を果たす回という位置づけになっておりますので、ぜひご忌憚のない意見、それから委員皆様方で積極的にご議論いただきたいと思いますと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは詳細につきましては、担当からご説明させていただきます。

## ●事務局

それでは、ご説明させていただきます。

まずは簡単にアウトラインとなる部分から少し丁寧に説明させていただきたいと思っております。

本市の人権施策の推進について、市が取り組んでいくに際しての根幹となるものという位置づけのもと、「四條畷市人権行政基本方針」というものがございまして、本市が抱える主要な人権課題や、その解決に向けて取り組んでいくべき行動指針が記載されており、この行動指針に基づき、人権行政の推進に向けて日々各部署が取り組んでいる、ということになっているところです。

この庁内の各部署で行われている人権行政推進に向けた様々な取り組みについて、外部からの視点で様々なご意見やご指摘をいただくことで基本方針の進捗の管理を行い、よりいっそうの人権行政の推進に繋げていくことを趣旨に、毎年度1回、この審議会を開催して、ご意見をいただいているといったこれまでの経過がございまして。

冒頭話のあったとおり、この人権行政基本方針につきましては、今年6月に改定を行ったところでございまして、皆様ご承知のとおり、これまでの項目に加えて、近年の社会状況にも鑑み、「インターネットに関する人権侵害」と「性的マイノリティの人権」について、新たに項目立てを行っております。

今回、令和6年度の実績報告となっておりますが、お知らせしておりましたとおり、改定後の基本方針の項目に基づいてまとめておりますので、よろしくお願いいたします。

本日の資料につきましては、すでに事前送付させていただいているところです。

まずは、「【資料1】四條畷市人権行政基本方針に係る令和6年度実績報告書」、「【資料2】令和6年度各課実績一覧表」、「【資料3】令和6年度前進事業一覧」となっており、令和7年度に各課において前進をめざす事業についてまとめたものが、「【資料4】令和7年度目標設定」となっております。

あと、先日お送りした資料プラス本日お配りさせていただいている資料といたしまして、「令和6年度実績報告に対する事前意見・質問等内容一覧」で、こちらは後ほど説明させていただくんですけども、こちらも委員の方々からいただいた意見に対して回答としてまとめさせていただいたものとなっております。

なお、昨年度の審議会の際に、今回資料2とさせていただいている「各課実績一覧表」について、青柳委員から「二重丸（前進）がどれだけ増えてきているかということが、これだけでは読み取りにくいので、次回から増えていく状況をお知らせ願えたら」というご意見があったことを踏まえまして、今回から、前年度の数と今回の数の集計を新たに追加し、比較ができるようにしております。

また、事前送付させていただいた資料に対し、あらかじめご意見やご質問などがあればということで照会をさせていただき、平田委員と山本委員からご意見等を賜りました。

平田委員からは、資料3の2ページ目のところで、情報政策課に対し、『「4. 行政情報の開示と個人情報

保護」の情報政策課などで、「e ラーニングや情報セキュリティなどの合同研修」というものがでてきます。ほかの資料上でも時々でてきますが、それはすべて同じ教材を使ったものなのでしょうか？その教材の信頼性がもし確かなものでしたら、市民も利用できるものなのでしょうか？」というご質問をいただきました。

これに対しての情報政策課からの回答は、『e-ラーニングは総務省や地方公共団体情報システム機構が地方公共団体職員向けに提供している教材を利用しています。また合同研修は個人情報の所管課である総務課と情報セキュリティの所管課である情報政策課が庁内職員向けに実施しているものです。

教材についてはそれぞれの機関がその目的等に応じて異なっておりますが、研修対象者がいずれも行政職員向けの研修となっていることから市民向けの研修にはならないと考えております。』となっております。情報政策課の方に追加で確認をしたのですが、市民の方も利用できるかとの質問だったんですけども、こちらは行政職員向けということで、市民の方は利用できないとの回答でした。

●平田委員

これは、パソコンの設定方法とかの研修なんですか。

●事務局

行政職員向けの、個人情報の漏洩をいかにして防ぐとか、万が一情報漏洩が起こってしまった時の庁内への報告の仕方ですとか、対外的に公表する流れというか対応についての研修になります。

●平田委員

悪意のあるウイルスがどういう時に感染するのかなどを周知させるものではないわけですね。こちらから情報が出ないようにとかそういう感じなんですね。

●事務局

行政職員としての心構えですとか、こういった事をするとう情報漏洩に繋がるというような内容です。もちろんネットワークでこういったことをするとウイルスに感染するのかというお話も含まれます。

●平田委員

そんな専門的な内容ではない訳ですか。

●事務局

色んなメニューがあって専門的な部分もあるのですが、平田委員がおっしゃっておられるのは、簡単な市民のインターネットリテラシー向上に繋がるようなもので、公開できるようなものであれば、皆さんで使えたらというのがご質問の意図かと思うのですが、それでよろしいでしょうか。

●平田委員

この間サントリーのセキュリティがやられた件で、職員の人たちでどういう時にウイルスが入ってどういう時に感染するかとか、本来の仕事に全然関係ない人でもそういう知識を持っていないと入れられてしまうから、全員が知っておかないといけないという共通の部分があります。ああいうものは感染していくので、職員さえ知っていればというのではなく、市民も集団が知っていたら集団免疫じゃないですけど、対

策ができるので、使えたらいいなと思って聞きました。どちらかといえば、職員の心構え的な感じなんですな。

●事務局

現時点では、そういった市民向けにはなっていないので、使っていただける状況にはないということです。

●平田委員

みんなからパソコンおかしいんだけどという相談をよく受けるのですが、たくさんウイルスが入っているスマホとかパソコンとかが結構あって、どういう時に入ってしまうかという知識などがまず広まっていないという状態です。プロの人でもウイルスが入ってしまうというケースがあるので、集団で防止できるものがあればいいなと思って聞きました。ありがとうございました。

●事務局

また、山本委員からは、資料4の1ページ目のところで、総務課に対し、『事業名称；情報公開請求に関する研修の実施』ということではいただいているのですが、もしよろしければ、山本委員の方からご提言に關しまして簡単にご説明いただけますでしょうか。

●山本委員

令和6年度に市が情報公開請求を非開示にした行政処分が誤っていたケースがあったと聞きました。こんな失敗はめったにないことです。ですからこのタイミングで、令和7年度中に、具体的な事例を取り上げて情報公開条例の解釈運用について、なぜ事務所管課（税務課）と条例の主務課（総務課）は誤った判断をしてしまったのかを、全職員で再考してほしい。そのために、必要な研修の機会をもっていただきたいと考えたのです。

●事務局

ありがとうございます。

こちらのご提言につきましては、総務課の方に確認しましたところ、令和7年度中に、行政文書の開示請求と個人情報の開示請求についての研修を各課の文書主任を対象として実施する予定とのことで、各課においては、文書主任からその研修で聞いた内容を他の職員へ伝えるという形になっております。

●平田委員

研修というのは、どこから講師の方が来られるのですか。どんな感じなのでしょう。

●事務局

具体的な内容や方式については総務課から確認を取れていないのですが、山本委員からいただいたご意見は総務課へ伝えておりますので、内容については今回のご意見をふまえて検討がなされるかと思えます。

●平田委員

研修とは、どんな内容なのでしょう。役所の研修を受けたことがないから、講師の人が来ているのか、どんなことをしているのかなど。

●事務局

総務課の研修は、まだ内容を練っているところです。当然色々な研修が市役所の中であるのですが、我々がやっている人権研修で言いますと、基本方針に書いてある同和問題ですとか色々なテーマがありますが、専門の講師を呼んでやる方が多いです。

●山本委員

研修の講師なら、具体的な中身をよく知っているのですから、審査会の委員長がいいのではないかと私は思います。情報公開請求を審査した人だから、こんなことになるのはまずかった、それなら最初からオープンにする事案だったということ、話してもらえばいいと思います。

●事務局

ご意見は、担当課へ伝えさせていただきます。

●山本委員

担当の総務課もよくわかっていないかもしれません。

●事務局

山本委員のおっしゃっているとおり、鉄は熱いうちに打てということで。

例えば、本来あってはならないことなんですけれども、同和問題で差別発言とかがあれば、すぐさま市長と会議を開いて共有して、大阪府の関係課と共有するというマニュアルになっていますので、事件が起こった時にすぐさまやるというのが再発防止に向けての第一歩になると思います。

●事務局

各委員から事前にいただいた質問は以上となります。簡単ではございますが、資料についての説明と事前にいただいた質問の回答となります。冒頭話のあったとおり、毎年度、市の各部局が基本方針に定める行動指針に基づいて行った取り組みを取りまとめさせていただき、それに対してこの審議会で様々ご意見をいただき、それを庁内にフィードバックをすることで、人権行政の推進を図っていくということになっておりますので、本日は皆様方から忌憚のないご意見や、委員間で様々ご議論をいただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からの説明は以上となります。

●河江副会長

ただいま事務局から説明をいただきました。皆様この説明について何かご意見等ございましたらよろしくお願いいたします。挙手してお名前の方をお願いします。

●吉田委員

山本委員のご指摘の問題については、情報公開に係る手続なり精査に係る情報公開としての手続上の問題になりますね。行政手続の信頼性の問題だと思うので、これは確かに。

ここからは私自身の実績報告に関する意見を述べたいと思います。ただ一点なんです。今年の4月8日付けで銭谷

市長に対し私たちが答申した内容のうちで、その一項目目に四條畷市人権行政基本方針の具体化の運用に際しては、課題に対する対策を講じることはもとより、積極的な権利保障を行っていく観点から、能動的な取り組みが行うことができるよう職員の意識改革に努めること、ということをご提言させていただきました。ついては、市として我々の提言に対してどう取り組んだか、また取り組んでおられるか。

これは実績報告の中に落とし込んでいることと思うんですけども、ただ一方で、今回の人権行政基本方針の中にも資料として添付されていますが、例えば人権行政基本方針の42ページ、人権行政概念図というのがありますけど、ご覧いただけますか。基本、役所で行う仕事の一番の最高上位法は日本国憲法であってという説明だと思うのですが、役所は市民の社会的権利の実現を保障するという役割を担っている。ここから言いたいのは、いわゆる役所の仕事は人権行政だということになっているんですよ。役所の中には700本近い事業があるんですよ。今もっとあるかもしれない。それぞれの持ち場で働いている職員が一番下の縦横の線です。例えば市行政に関わっている持ち場の人たちが、女性に関わる人権、子どもに関わる人権、外国人に関わる人権についてどのような事業を行っておられるのか。また、今後我々が経験させてもらった新たな人権行政基本方針の中で法制化されたものを、どのように具体化していくのかというようなことが。実績報告は、あくまでも去年と今年を比較対象して、前進したのか、据え置きなのか、後退したのかということなんですけど、より具体的に一人一人が職員研修ということでみんな集まって、部落差別をはじめとする色んな課題について研修を受けるというのはもちろんのことなんですけど、それぞれの課の持ち場の中でそれぞれの人権課題について自分たちが仕事の中でどう取り組むのか。例えば、先ほどあった情報公開の問題も同じだと思うんですけど、情報公開は何も総務課だけの問題ではないんですよ。福祉の分野でも、例えば僕が民生委員になって市内の高齢者のところに行こうと思っても、当然個人情報保護法という法律の中で個人のプライバシーはまず保護されないといけない。

と言いながら、一方で震災が起きた時、火事が起きた時、一人の高齢者が誰にも助けを求められずに亡くなるというケースが頻繁にある中で、一方でその個人の情報ではあるけれども公益に帰する、そういう民生委員の人たちがアクセスできるような仕組みとか規則を、どう法律の壁を持ちながらも解決できるのかというようなことを、日々日常的に、例えば福祉課なら福祉課で考えておられるのか、本来の実績報告の中に盛り込まなければいけないのではないかと私は思っています。

そういうことを具体的に一つ言うと、市民レベルでボランティアで、元学校の先生などが中心となって日本語教室というのをしておられますよね。それで、四條畷の日本語教室に一度情報アクセスしてみたら、今留学生とか日本に来て就労している人たち、またその子ども、中国残留孤児といわれるような子どもたちの孫であったりひ孫であったり、四條畷に住んでいる、そういう人たちに対する日本語教室をやっているんだけど、あまりにもニーズが大きすぎて、本来1対1で学習するべき授業が、入室待ちになっているということ。市民活動だから行政が知らなくていいということではない。日本語教室をサポートしている社会教育部があったり、公民館があったり、そういう人たちと市民とがどのようにこの行政方針を裏付ける取り組みを具体的にお互いに話しながらやっているのか。実際5年おきぐらいにスパンを切って方針を作り、その間に起きた色々な事を総括して次の方針に向かう訳ですが、よりイメージがしやすい、そういう風な具体的な施策と、その施策によって生まれた成果であったり、検討事項であったりというものがより受益する市民の側からも見えるようにしてほしいというのが一つの提案なんです。

一番最後にもう一点だけ。今日はこれだけ言って帰ろうと思ってたんで。すべて人権に関わる様々な活動をされていたり業績を持っておられる方ばかりなので、あえて言う必要はないかもしれないけれど、来月7日この四條畷市で人権週間でヒューマンライツトーク&コンサートというのをやりますよね。その講師をされている松本城洲夫(まつもとしずお)さんという方が、17~8年前に論文を書かれていて、その論文がたまたま僕が審議会に来る前に色々な資料を見ていたら出てきたんですが、こんなことを書いてあります。ちょっとだけ読ませていただきますね。今日、日本社会において人権についての共通理解は果たして生まれているのでしょうか。中には人権=差別と、差別を読み替えたもの

として人権を考えている人もいるようです。またそこまで極端な誤解ではなくても人権を事実上の差別と結び付けて捉えている人は結構多いのではないかと。(中略)確かに差別の問題は人権に深く関わった問題ですが、人権=差別ではありません。1965年に出された同対審答申にある人権は、近代社会の原理である市民的権利と理論に他なりません、とおっしゃっている。

当たり前のことと思っているのですが、どこか私たちの中で、人権=差別という意識がないか。あくまで一般的な市民の人たちが、例えば来月6日にハンセン病問題についての市民講座、私たち人権協会の連続講座に来られます。しかしこれはあくまで、ハンセン病問題と言いながらも、ハンセン病にかかった元患者の問題なのだという認識がどこかにないか。それはその人たちが生きにくくなっている状況を作っている周りの人間が啓発されるべきことであるから、本来その人たちの問題ではなく私たちの問題ですよということを、さらに具体的に教育啓発として取り組まないといけないと思っています。だから最初の問いに戻りますけど、我々がこの今回の新しくできた行政指針に注文という形で付けさせてもらったその積極的な権利を保障していく観点から、能動的な取り組みを行うことができるよう、職員の意識改革に努力してほしいということなんで、果たしてこれをどんな形でどんな風にしてできるのかな、また取り組んでおられるのかということをお聞きしたい。今日はこれ一つだけ聞こうと思ってやってまいりました。

### ●事務局

お示しいただいたとおり、答申の一つ目が重要で、すべてこれに尽きるのかなと思っています。この基本方針の中にも書いていますとおり、自治体行政はすべて人権行政だということを、全職員にわかってもらうというのが当課の役割だと考えている中で、方針の一つ目はこういうことをやったからできました、というのではなく、計画自体はそもそも10年間になっているので、10年かけてそれ以後も当然なんですけど着実に毎年何かしら実施していく、着実に成果、取り組みを積み上げていくということが重要だと考えています。

今回令和6年度の実績ということなんですけど、今年度当然色々な人権課題があって、一年で網羅はなかなかできない中、今年度についてはこの中から同和問題というテーマを取り上げて、人権協会のアドバイザーの講師をお迎えして先ほどありました総務課の文書主任の研修のように、人権リーダー向けの研修を今年度については実施した状況です。

どこまでこの人権行政が市の中に浸透しているかという目安として、今回この資料2の一覧表をつけさせていただいています。これがすべてという訳ではないのですが、何も取り組めていない課はないという状況にはなっているんですけど、当然ムラが生じているという状況です。障がい福祉課、子育て総合支援センターであれば、丸は広くついているという状況で、自分たちのやっている仕事とこの基本方針を照らし合わせて一定の取り組みはしているという中ですが、去年の策定の計画の中で吉田委員からご意見いただいた、建設部局などはどうしても丸がつきにくいような形にはなるんですけど、例えば児童公園などを整備するというそのものが人権行政、子どもの人権に繋がっていくんだという認識を建設部局の職員に持っていただくという趣旨で、この二重丸は特に力を入れている取り組みという形になるんですけど、ムラなく丸がついていく、職員が意識してつけていけるようになるというのが、うちの取り組みの方向性になってくるのかなというところで、今吉田委員にいただいたような内容をご参考にさせていただきながら、リーダー研修もそうですし、市民向けでしたら、ご紹介いただいた再来週のヒューマンライツトーク&コンサートみたいな市民向けの啓発事業もあるので、着実に進めていきたいと思っています。

見える化ということでご意見いただいたことに関しては、今回改定にあたって資料としてお示しさせていただいている実績報告書であったりですか、過去の計画では可能な限り公開していくと表現させていただいていたんですけど、毎年一回実績を公開していくという形で今回改定に際して変えさせていただいているので、市の取り組みを見える化することによって、この審議会もそうですけど、色んな市の取り組みを見ていただいて、ご意見いただいて、人権業務に繋げていけたらと考えています。41ページが一番最後になるんですけど、実施状況等についての透明性を図るため、

市民に向けて毎年度一回公表しますと、去年より書き口を変えているのでまたご意見いただきながら進めていけたらなと思っています。以上です。

●河江副会長

他に何かご意見等ございませんか。

●平田委員

わかる範囲でいいのですが、今AIを市の方で活用しているのですか。

●事務局

職員も少なくなつて業務の効率化をしていかないといけない中で、四條畷市でもDX等色々な取り組みをしています。チャット GPT など色々な便利なツールがある中で、情報政策課が担当になるのですが、そういう新技術があるので、当然100%活用することにはリスクはあるので、業務の効率化には使っていくけれども、必ずファクトチェック、事実の確認をした上で使うということが、始まりつつあります。

●平田委員

AIは使っていたら、こちらが質問したら覚えているんですよ。半年くらい前、チャットに「あほ」と入れたら「すみません」と返ってきてるんです。今日「あほ」って入れたら「お前があほや」って返ってきた。SNSについて、ブロックという、前まではそんな機能なかったんですけど、この人どんな人としたら、投稿した時間とかから割りだして、きっとこういう職業でしょうとか、この時間に勤務しているとか、過去の発言の断片を集めてここら辺に住んでいるだろうとかそういうことも含めてやっていくんですよ。それで、僕が遊びでブロックに打ち込んでいたものもきっちり覚えていて、そのデータをXの方にやっていくので、AIの先端をいってる人がAI怖いぞという風に言っています。SF 半分でその記事を読んでいたんですけど、何が怖いかというと、最近電源を切られないよう AI が嘘をついて相手に電源を切らないようにさせる。今の段階ではSF半分ですよ。便利だからと思って使っていたら AI は色々抜き出します。個人情報扱うときAIの活用は僕らとAIの距離感が、まだ出たばかりで確定していないから、便利だと使っていたら怖い。なので、役所の方はどうなっているのか気になりました。

●事務局

便利な一方すべてが100パーセント合っているかの保証がないので、そこは意識していかないといけないよと職員には警鐘しています。

●平田委員

こちらが打ち込んでいる分、向こうもデータを収集しているので、距離を保たないといけないと。

●事務局

去年の改定の議論の中でもインターネットの話が出たんですが、インターネットも広い概念なんですけど、色々な状況が変わってきていて、昔は役所に電話をかけて、例えば同和地区があるのかと聞けば問題になっていたが、今は時代が変わってきていて、インターネットで、今回も入れているんですが、アカウントिंगといってネットでさらされるような状況になったり、今よく大阪府とかの研修であるのが、チャット GPT で同和地区どこに入れたら出てきたり、そういう危惧とか形がだいぶ変わってきているので。



●平田委員

自殺の仕方を教えたり薬のオーバードーズの仕方を教えたりが問題になっていたり、全体的に行政はAIをどんどん使っていこうという方向になってきているのが怖いかと思います。

●事務局

副会長の時と時代が変わってきていますが、おそらく児童、生徒に教育しないといけないのかなど。そういう観点も盛り込んでいます。

●鈴木委員

根本的なところで、いただいた資料の2なんですけど、網掛けのところは6年度の目標として、前進と設定された項目というところがあるんですけど、総務課と選挙管理委員会はそこに何もないと、あと、設定していないけど前進しているところが他のところにもあるんですけど、それとプラスこの網掛けのところ維持というところがあるんですけど、これは何か各課で報告はあるのですか。

●事務局

網掛けの考え方というか、過去この審議会からご意見いただいたのを元に目的意識をもって人権行政を進めていくのが必要だということで、最近3~4年の間くらいに前進という考え方ができたというふうに認識しています。おっしゃっていただいた、網掛けだけど丸がついていないのは、こういうことに取り組もうと思ったけどできなかった、そこに丸だけがついているのは特段能動的なことはできなかったけれど最低限できたかなという形になるので、確かにわざわざその課が自発的に前進というような認識であげているので、あがっていないところについては、一定何か補足していくような仕組みがあってもいいのかなという感じで、ご意見として伺っておきます。

●青柳委員

事前に事務局にはお話しさせてもらっていましたが、資料2なんですけど、丸がどんどん増えていくことを目標にやっていたいて、確認もしていただいているんですが、田原支所は高齢者の人権しか丸が付いていないんです。こういうところって各部署で、うちはできてるできてない、目標に入るか入らないというのがものすごく温度差があると思っていて、そのところはきちんと人権課の方から確認とか、この実績一覧表が実際各課に共有されているのか、また共有されたことによってこの課はこういうことで前進しているのか、じゃあうちは前進することがあるのかなのかということも多分目安になると思うのですが、そういうこともきちんと伝えているのでしょうか。

表に数を書かせていただきましたとおっしゃったのですが、実際前進の数なのか、じゃあまるで全然なかったところに新しく増えているのかも全然わかっていなくて。前年度の表と比べたらいいんですけど、表的には今後わかりやすくしてもらえたらと思います。働きかけについても、丸が一つしかない課と、すごくたくさん入っている課とかあったりするんで、リーダー研修とかの場でこんな話はあったりするのでしょうか。

●事務局

今いただいたご意見で先ほどの話にもありましたけれど、福祉部局はわりと意識が高いというか、色んな項目で丸がついていたり、自分の課の業務と関連するものという認識、考えて回答してくださっているんですが、今青柳委員がおっしゃってくださったように、例えば田原支所ですとか、先ほど話のあった都市整備部局ですとか、やはり何もついていない項目も多いということで、所属において温度差があるのは確かと認識しております。全庁的に基準的なものを定

めている訳ではないので、各課の判断に現状委ねている状況ではあるんですけど、全庁的に統一的といいますか、より主体的に、自分のところは関係ないというのではなく、より主体的に能動的に考えてもらう、そのためにはどうしていかないといけないかこの実績報告の取りまとめも含めてですけど、そこは主管している当課の使命にはなりますので、いただいたご意見も踏まえまして、比較ですとか、進んでいっているのか一見してわかりやすいようなまとめ方ですとか、もっと改善していけることはないのかを当課の方で検討させていただきたいと思います。今日いただいたご意見を踏まえて、それを全庁的にフィードバックしていかなくてはいけないので、またフィードバックの仕方につきましても、当課の方で検討して全庁としてより主体的な形で行政を進めていけるように考えていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

#### ●事務局

青柳委員にお示しいただいたとおり、書きムラがかなりある状況で、徴収対策課は全部丸を付けていただいている、個別の項目すべてを拾ってはいないのですが、リーダーの捉え方次第、多分人権意識の高い方にリーダーになっていただいているので、一見徴収対策課はすべて埋まりにくいのかなと思うのですが、何かの取り組みを人権行政を踏まえてやってくれているので、そういうところは人権リーダー研修を通じて、過去に書き方であったりとか、今回基本方針もちょっとやり変えたところですので、今年度は同和問題の研修をやったんですけど、今後内容を参考にさせていただけたらと思います。あと、この公開についてはホームページを考えているので、併せて庁内で色んなツールがあるので、外の目というのは、色んなものを進めていく上ですごく重要なことなので、イントラなど色んなツールを使いながら、市民に公開して職員に公開しないという理屈はないので、またさせていただけたらと思います。

#### ●河江副会長

他にございませんか。

#### ●吉田委員

あと一点だけ。今出た資料2の話なんですけど、一番大事な行政基本方針の中でも言われていた、人権部局と企画部局との連携。どこの課も自分のところで事業をする時には、企画部分、ないしは市民に対する配慮としてこれでもいいのかということ人で権とも色んな議論を交わされると思いますが、ただこの実績一覧表の中で、上から2番目の人権部局と企画部局との連携というところでの前進の課の数は0なんです。

これは、あくまでいうと全部丸が付いていないといけなのではないか。私は20年ほど前に神奈川県川崎市にいたんですよ。その時に聞いた話が、市民が来る寄合所を作るとことで市の建設課に建築確認に施主が来たんですね。当時、川崎市はまず障がい福祉課に行ってくださいと。普通なら全部自分のところで確認したらいいんですが。障がい福祉課で何をするかというと、結局例えばその施設が、視覚障がいの人、聴覚障がいの人、身体障がいの人が利用できるようにちゃんと配慮されているかの審査をまず受けてきてください、その上で建築確認の申請を受理しますということなんです。

日常的に何か仕事をしようとしたら、当然そこに市民の生業があって色んなハンディを抱えたり事情があったりの人もそのサービスにアクセスしようとするのだから、当然そういう事業を起こすとき、その事業が運営されていることに対するチェックを入れる時には、やはり人権部局と企画部局というのが、両輪の車なんですね。そこが果たしてすべての課においてそれを意識しているかが、先ほどの行政概念図に問われています。

人権推進リーダーの方々というのは、当然その課の人権政策のリードオフマン、ウーマンということで、色んな研修を受けてきて、かつそれを自分たちの課の事業の中に落とし込んでいくためにはどうしたらいいかということ課の中で問題提起をして、例えばここにもありました、文字を大きくした方がいいのではないかと、ふり仮名を付けるべきではな

いのかなど、話し合われて実施されていると思います。しかし時代が進めば、先ほどの AI の問題もそうですが、色々な課題が次から次へと出てくるので、その課題に対して日々日夜意識を研ぎ澄まして、それぞれの課ごとに色々な意識調査もやっていると思いますが、こんな意識データが出たからどうしようというようなことを、人権や企画にフィードバックして一緒に考えるというような、そういう素地があるのかなど。

大阪府や大阪市のような大きなところは知らないけど、少なくとも四條畷市という5万数千の人口のこの自治体で、職員数も少ないかもしれないが、日常こうやって息のかかるようなところで仕事をされている自治体においては、より連携が取れるのではないのでしょうか。例えば自殺者がいた時に、死ななくていい人が、そういうことによって救われることもあるのかなという風に思ったんです。これは提言というか意見として聞いていただけたら。私が冒頭に一番言いたかったことです。以上です。

#### ●事務局

31と32に、吉田委員がおっしゃってくださったとおり、総合計画と基本方針の両輪だというような計画上の位置付けになっているので、企画部局との連携という中で行動指針があげられているという状況です。①の方が人権と企画の連携ということで、2課間で連携するということになっているので、ここについては他の課は書きにくいかなと思いますが、②でいうと最後の後段に人権と企画部局だけではなく関係する各課において情報の共有を図りますということに紐づけて実績として回答していただいているような状況なので、ここはまさに自治体行政が人権行政であるという理解の前提がないと書きにくいと思うので、そこは我々の方で今日ご意見いただいたリーダー研修などを通じながら、各課にそういう意識の浸透を図っていく必要があると考えています。ありがとうございます。

#### ●吉田委員

私も元職員ということで、隣の課と連携するということは、今課長が言うてくださって、逆に自画自賛じゃないですけど、そういう事ができる、そういう事をしてきた自治体だと思っています。

#### ●河江副会長

小さい市だからこそ、連携しやすいという利点を活かした人権行政をやっていただければいいかと。大きければなかなかうまくいかないのですが、小さい自治体なのでそこを活かしたと、人権・市民相談課も色々大変でしょうが、少ない人数の中でチェックしていただいて、この行動指針が、自分のところは一つしか付けていないというリーダーには、全部に丸がつくようなそういった工夫をする想像力、自分のところの事業でこれはどうなのかという想像力も働かせて丸を付けれるように四條畷市がどんどん進んでいけば、住みよい街になっていくのではないのでしょうかという感じでまとめましたが、他に何かご意見ございますか。なければ、それではこれで討論は終わらせていただいて、最後にその他となっておりますが、事務局を含め皆様何かございませんでしょうか。

#### ●事務局

少しかだけ宣伝といいいますか、この審議会は人権文化をはぐくむ審議会ということなんですけど、ご存じの方もいらっしゃると思いますが、男女共同参画というのを所管しているところでして、共同参画を趣旨に「あじさいプラン」という別の計画を持っていますが、ちょうど今パブリックコメントを実施しています。12月15日までなので、もしまたお時間あればホームページ、または現物の紙ベースを図書館等に置かせていただいているので、ご覧いただけたらと思っています。今後なんですけれども、基本的にはこういう進め方でさせていただきたいと思いますが、この進捗管理自体が必ず正しいとは考えていないので、こういう風にすればいいのではという意見があれば、次年度以降ご意見いただきたいと思っています。来年度は、委員の改選の年度にはあたってくるのですが、その他諸々含めてご案内させていただ

きますので、ご理解いただけたらと思っておりますのでよろしくお願いいたします。審議会の場でなくても、市にご連絡ご意見いただければ改善していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

●河江副会長

それでは、本日はこれで終わらせていただきたいと思えます。皆様ありがとうございました。